ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ・非住宅タイプ）

よくあるご質問集

【目次】

住宅タイプ・非住宅タイプ共通事項 ---------- - 5 -

【京都府産木材認証制度について】 ---------- - 5 -

Q1. 京都府産木材認証制度とは？ - 5 -

Q2. ウッドマイレージ CO2 京都の木認証書と京都の木証明書はどこが発行していますか？ - 5 -

Q3. ウッドマイレージ CO_2 京都の木認証書はどのような場合に発行されますか？ - 5 -

Q4. 府内産木材はどうしたら手に入りますか？ - 5 -

【補助事業の対象者・要件について】 ---------- - 6 -

Q5. どのような建築物が対象となりますか？ - 6 -

Q6. 建売住宅、共同住宅、事務所兼用住宅はそれぞれ対象になりますか？ - 6 -

Q7. ひろがる京の木整備事業(建物型)による補助金は誰に交付されるのですか？ - 6 -

Q8. 「緑の工務店」になるにはどうすればよいのですか？ - 6 -

Q9. 「緑の工務店」の登録はどこでできますか？ - 7 -

Q10. 補助金を受ける件数には制限がありますか？ - 7 -

Q11. 国が実施する事業と本補助金は併用できるのですか？ - 7 -

Q12. 市町村が実施している地域材助成事業と本補助金は併用できるのですか？ - 7 -

Q13. 建築物を建設する土地の地盤改良に、府内産木材の木杭を地盤補強材として使用する場合、木杭の購入費は、事業の対象になりますか？ - 7 -

Q14. ＳＣグループとは何ですか？ - 7 -

Q15. ＳＣグループにより調達された木材が一部でも含まれていれば、加算措置の対象になりますか？ - 7 -

【補助事業の手続きについて】---------- - 8 -

Q16. 書類の提出先は？ - 8 -

Q17. 事業申込書を取り下げる場合はどうするのですか？ - 8 -

Q18. 取扱事業体又は認証機関登録事業体（以下「取扱事業体等」）から対象木材が施工現場へ納品されたが、取扱事業体等でない事業体が商流のみ（対象木材を直接取り扱わない商流）関わっている場合、本事業の申請は可能ですか？また、当該商流のみに関わった事業体は工務店（工事施工者）とジョイントを組んでいる必要がありますか？ - 8 -

Q19. 変更事業申込書の提出後についても、事業申込書提出時と同じように２ヶ月間経過しなければ交付申請書の提出ができませんか？ - 9 -

【その他】---------- - 9 -

Q20. 工事を施工する工務店が緑の工務店でない場合は、手続きのどの段階で登録を受けている必要がありますか？ - 9 -

Q21. 交付申請書に添付する写真はどの程度撮影しておく必要がありますか？Q20. 工事を施工する工務店が緑の工務店でない場合は、手続きのどの段階で登録を受けている必要がありますか？ - 9 -

【住宅タイプのみに関するもの】 - 10 -

【補助対象経費・単価方式の考え方について】---------- - 10 -

Q22. 加工賃・運賃も補助対象となりますか？ - 10 -

Q23. 補助単価は毎年変わりますか？ - 10 -

Q24. 事業申込時に「確認済証」、「工事届」、「図面（10 ㎡以内）」が求められるようになった理由は何ですか？ - 10 -

【その他】---------- - 10 -

Q25. 手続きについて、建築主（施主）に行うこと・行ってもらうことはありますか？ - 10 -

Q26. どのような部材が横架材の加算対象となりますか？ - 10 -

【非住宅タイプに関するもの】---------- - 11 -

【伝票の提出方法・補助対象経費の考え方について】---------- - 11 -

Q27. プレカット済みの府内産木材を購入した場合、購入費用にプレカット加工料を含むことは可能ですか？ - 11 -

Q28. 対象建築物の工事現場着で府内産木材を購入した場合の木材の輸送費は購入費に含めることが可能ですか？ - 11 -

Q29. フローリング・合板等で府内産木材以外の木材が混在している木材を使用する場合は、補助の対象になりますか？ - 11 -

Q30. 値引きが有る場合、府内産木材の購入費から差し引く必要はありますか？ - 11 -

Q31. 領収書や請求書において、本事業に係る府内産木材の購入に係る内容以外の情報を黒塗りすることは可能ですか？ - 11 -

Q32. 府内産木材の購入費を振込により支払う際に、振込手数料や安全協力会費等が発生することにより請求書と振込額が一致しないのですが、どうしたらよいですか？ - 12 -

Q33. 領収書が発行されない場合は交付申請できないですか？ - 12 -

Q34. 月締めの支払いなどにより、領収書の金額の一部に、本事業に係る府内産木材の購入費が含まれており、請求書と領収書の金額が一致しない場合はどうしたらよいですか？ - 12 -

【その他】---------- - 13 -

Q35. 施主に発行される領収書は、工事費等も含めた一式の経費となっており、木材購入費の金額と合わないのですが、どうしたらいいですか？ - 13 -

Q36. （施主が）住宅ローンを利用して代金を決済しており、領収書が発行されない場合の対応は、どうしたらいいですか？ - 13 -

Q37. 個人の農家や林家が申請者になれますか？その場合の対象建築物とは？ - 13 -

【京都府産木材認証制度について】

Q1.　京都府産木材認証制度とは？

A1.　京都府内で生産された木材の産地証明に加えて、輸送時に排出された二酸化炭素量（ウッドマイレージCO2）の数値を示すことで、幅広い地域材の利用を促進し、二酸化炭素排出量の削減や森林整備の促進をとおした、地球温暖化対策を進める制度です。

Q2.　ウッドマイレージ CO2 京都の木認証書と京都の木証明書はどこが発行していますか？

A2.　京都府の指定認証機関が発行しています。詳しい発行手続きについては以下よりご確認ください。

【京都府産木材認証制度】

（URL：http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html ）

Q3.　ウッドマイレージ CO_2京都の木認証書はどのような場合に発行されますか？

A3.　木材の生産、加工及び流通の全てを取扱事業体（京都府内の事業体）が行った場合にウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行されます。

【参考】

取扱事業体として認定されていた京都府外の事業体が、取扱事業体認定の有効期限内に納品した京都府産木材については、ウッドマイレージCO_2京都の木認証書の対象となります。（例：有効期限の令和３年４月30日までに工務店や府内の取扱事業体へ納品した場合など）

【京都府産木材認証制度】

（URL：http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html ）

Q4.　府内産木材はどうしたら手に入りますか？

A4.　ウッドマイレージCO_2京都の木認証材は、生産、加工及び流通の全ての過程を行う「取扱事業体」から、京都の木証明材は、生産、加工及び流通の全ての過程を行う「取扱事業体」又は「認証機関登録事業体」より購入していただきます。

【補助事業の対象者・要件について】

Q5.　どのような建築物が対象となりますか？

A5.　新築、増改築（修繕、模様替えを含む）、内装工事を行った民間の建築物で、建物型の事業毎に対象を分けており、以下のとおりとなっています。

・住宅タイプ：住宅

・非住宅タイプ：商業施設、福祉施設等の住宅以外の民間建築物

Q6.　建売住宅、共同住宅、事務所兼用住宅はそれぞれ対象になりますか？

A6.　建売住宅、共同住宅（アパート、マンション等）は、住宅タイプの対象となります。共同住宅は、棟単位でのお申し込みも可能ですが、分譲の共同住宅等の１戸単位でもお申し込みいただけます。事務所兼用住宅等、居住以外の用途もある建築物については、居住スペースが延べ床面積の過半を占める場合は、住宅タイプ、居住以外のスペースが延べ床面積の過半を占める場合は、非住宅タイプの対象となります。

Q7.　ひろがる京の木整備事業(建物型)による補助金は誰に交付されるのですか？

A7.　建物型の事業毎に交付対象者が異なり、以下のとおりとなっています。

【住宅タイプ】

府内産木材を積極的に推進していただく建設業者として府に登録された「緑の工務店」に交付します。ただし、建設業許可を有しない事業者が、建設業許可が不要な工事を行う特定事業者も交付対象者となります。

【非住宅タイプ】

施主（商業施設や福祉施設等の対象建築物の整備をする方）が交付対象者となります。また、交付対象者の要件ではありませんが、施主から依頼を受けて工事を行う方（工事施工者）は、交付申請までに緑の工務店に登録いただく必要があります。

Q8.　「緑の工務店」になるにはどうすればよいのですか？

A8.　府に登録申請書と建設業法による許可の通知書の写しを添付して提出していただきます。申請書の様式は、京都府ホームページからダウンロードできます。登録には１ヶ月程度かかる場合もございますので、余裕を持って申請してください。また、緑の工務店への登録にあたっては、京都府産木材利用推進協議会への入会が必須です（年会費あり）。

Q９.　「緑の工務店」の登録はどこでできますか？

Ａ９.　事業所の所在地を所管する京都府広域振興局（京都市・向日市・長岡京市・大山崎町にあっては、京都林務事務所）へ提出書類を提出して下さい。府外の事務所の方が登録する場合は、京都府農林水産部林業振興課へ提出して下さい。

Q10.　補助金を受ける件数には制限がありますか？

A10.　件数の制限はありません（ただし、予算の範囲内に限ります)。

Q11.　国が実施する事業と本補助金は併用できるのですか？

A11.　本事業では、交付の形態が直接・間接を問わず、同一物件での木材購入費に係る国庫補助金との併用はできません。

【併用不可のケース】

・補助金の事務局が民間等であっても、財源が国費のもの。(間接補助金)

・同一物件において、施主と緑の工務店がそれぞれ「木材購入費を対象とする国庫補助金」と「本補助金」を活用することはできません。

Q12.　市町村が実施している地域材助成事業と本補助金は併用できるのですか？

A12.　令和８年度より、市町村と連携し、さらなる木材利用を促進するため、市町村補助金との併用することができます。

Q13.　建築物を建設する土地の地盤改良に、府内産木材の木杭を地盤補強材として使用する場合、木杭の購入費は、事業の対象になりますか？

A13.　補助対象建築物と一体的に施工される地盤改良に用いる場合は、補助の対象となります。ただし、補助対象建築物と関連がない場合や、仮設的に木材を使用する場合は補助の対象になりません。

Q14.　ＳＣグループとは何ですか？

A14.　京の木流通モデル構築支援事業実施要領（令和４年 11 月 11 日付け４林第 522 号農林水産部長通知。以下「流通モデル要領」という。）第３の規定により知事の承認を受けた府内産木材の需給体制の構築に取り組む事業者のグループのことです。

Q15.　ＳＣグループにより調達された木材が一部でも含まれていれば、加算措置の対象になりますか？

A15.　はい、対象となります。「京の木流通モデル構築支援事業」の実施計画書において、グループで取り扱う木材として明記された木材が一部でも含まれていれば、補助対象の全材積に対して加算措置が適用されます。

【補助事業の手続きについて】

Q16.　書類の提出先は？

A16.　交付対象建築物の所在地をそれぞれ所管する京都府広域振興局（京都市・向日市・長岡京市・大山崎町にあっては、京都林務事務所）に提出してください。所在地が京都府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課へ提出してください。

Q17.　事業申込書を取り下げる場合はどうするのですか？

A17.　交付申請書の提出までに「辞退届（第２号様式)」を提出してください。

Q18.　取扱事業体又は認証機関登録事業体（以下「取扱事業体等」）から対象木材が施工現場へ納品されたが、取扱事業体等でない事業体が商流のみ（対象木材を直接取り扱わない商流）関わっている場合、本事業の申請は可能ですか？また、当該商流のみに関わった事業体は工務店（工事施工者）とジョイントを組んでいる必要がありますか？

A18.　必要書類（下記の例参照）が揃っている場合、本事業の申請は可能です。また、対象木材を納品した取扱事業体等とジョイントを結んでいれば、当該商流のみに関わった事業体とのジョイントは必ずしも必要はありません。

【必要書類の例】

例１　対象木材の認証書又は証明書、及び取扱事業体等から工務店宛て（納品場所：施工現場）の納品書

対象木材について、認証書又は証明書の木材明細と納品書の木材明細の内容が一致すること

例２　対象木材の認証書又は証明書、取扱事業体等から工務店宛て（納品場所：施工現場）の納品書、及び商流のみに関わった事業体から工務店宛ての領収書等

※　【非住宅】対象木材について、納品書の木材明細と領収書等の木材明細の内容が一致すること

【参考】

京都府産木材認証制度では、取扱事業体等以外の事業体が商流のみに関わった場合でも、取扱事業体等から工務店等に京都府産木材が納品されていたことが伝票等で確認できる場合、認証書や証明書の発行が可能です。

Q19.　変更事業申込書の提出後についても、事業申込書提出時と同じように２ヶ月間経過しなければ交付申請書の提出ができませんか？

A19.　事業申込書の提出から２ヶ月間以上経過していましたら、変更事業申込書の提出後から交付申請書の提出までは、２ヶ月間空けていただく必要はありません。

【その他】

Q20.　工事を施工する工務店が緑の工務店でない場合は、手続きのどの段階で登録を受けている必要がありますか？

A20.　事業申込書の提出は緑の工務店に未登録（登録予定）でも提出可能ですが、交付申請書の提出までには緑の工務店として登録を受けている必要があります。

Q21.　交付申請書に添付する写真はどの程度撮影しておく必要がありますか？

A21.　内部全景・外部全景・PR 状況に加え、横架材加算を受ける場合は、横架材の施工状況の写真を必ず添付してください。

【住宅タイプのみに関するもの】

【補助対象経費・単価方式の考え方について】

Q22.　加工賃、運賃も補助対象となりますか？

A22.　住宅タイプでは、令和７年６月１日から加工賃、運賃が補助対象ではなくなりました。ただし、材積当たりの補助単価については、これまでの補助実績から算定した加工賃、運賃相当の補助金額を含んだものとして設定しています。

Q23.　補助単価は毎年変わりますか？

A23.　府内産木材の市場価格や取引価格の実態に応じて、補助単価の変更を検討することがあります。

Q24.　事業申込時に「確認済証」「図面（10 ㎡以内）」が求められるようになった理由は何ですか？

A24.　事業申込時に確認済証等が必要な理由は、補助額を算出にあたり、工事種別を確認するためであり、建築確認申請が不要な「10 ㎡以内の増改築」については、確認済証に代わり「施工床面積を明示した図面」を添付いただくことで補助額を確定します。

【その他】

Q25.　手続きについて、建築主（施主）に行うこと・行ってもらうことはありますか？

A25.　建築主（施主）に、地球温暖化に資する府内産木材を使用することについて説明するとともに、交付申請書の添付書類である「府内産木材等使用確認書」に記名を頂いてください。

Q26.　どのような部材が横架材の加算対象となりますか？

A26.　梁、桁、胴差、母屋、棟木及び隅木に府内産木材を使用した場合は、対象製品の使用材積単価について 21,000 円加算されます。

【非住宅タイプに関するもの】

【伝票の提出方法・補助対象経費の考え方について】

Q27.　プレカット済みの府内産木材を購入した場合、購入費用にプレカット加工料を含むことは可能ですか？

A27.　府内産木材に係るプレカット加工料を含むことが可能です。
（府内産木材以外の木材も同時にプレカットする場合、プレカット加工料を材積で按分するなど、府内産木材に係るプレカット加工料の算出が必要です）
※現場での加工や塗装等は含むことができません。

Q28.　対象建築物の工事現場着で府内産木材を購入した場合の木材の輸送費は購入費に含めることが可能ですか？

A28.　府内産木材に係る対象建築物の工事現場までの輸送費を含むことが可能です。
（府内産木材以外の木材や、金具等の建材の輸送費が含まれる場合は、それぞれの金額で按分するなど、府内産木材に係る輸送費の算出が必要です）

Q29.　フローリング・合板等で府内産木材以外の木材が混在している木材を使用する場合は、補助の対象になりますか？

A29.　ウッドマイレージ CO_2京都の木認証書又は京都の木証明書が発行されるものに限ります。補助の対象はあくまで府内産木材の経費に限られるため、輸送費等については他産材との材積で按分するなど、府内産木材に係る金額を明確に分けて計上してください。

Q30.　値引きが有る場合、府内産木材の購入費から差し引く必要はありますか？

A30.　府内産木材に係る値引きは購入費から差し引く必要があります。
（府内産木材以外の木材や、金具等の建材も含めて値引きされている場合は、値引率や経費で按分するなど、府内産木材に係る値引きの額の算出が必要です）

Q31.　領収書や請求書において、本事業に係る府内産木材の購入に係る内容以外の情報を黒塗りすることは可能ですか？

A31.　本事業の府内産木材の購入費の確認・算出に必要な情報以外は黒塗りが可能です。（経費や材積で按分が必要な場合は、計算に必要な情報は黒塗りしないでください）

Q32.　府内産木材の購入費を振込により支払う際に、振込手数料や安全協力会費等が発生することにより請求書と振込額が一致しないのですが、どうしたらよいですか？

A32.　（１）　領収書が発行される（請求書と領収書の金額が一致する）場合は、領収書（写）を提出いただき、領収金額をもとに補助対象経費を算出してください。

（２）　領収書が発行されず、通帳の写し等を提出いただく場合は、以下に注意しください。

ア．　振込手数料を、木材納入業者等からの申し出により差し引いて支払っている場合は、値引きされていることになりますので、補助対象経費から差し引く必要があります。

イ．　木材納入業者等から工務店等へ支払う安全協力会費等を差し引いて支払っている場合は、当該金額が確認できる書類を別途提出してください。（例 内訳を記載した請求明細書や支払通知書など）

書類をご準備いただけない場合は、安全協力会費を差し引いて支払いしたことが確認できないため、振込額をもとに補助対象経費を算出してください。

ウ．　府内産木材以外の木材や建材を含めて振込している場合は、手数料及び安全協力会費等の金額を按分し、府内産木材のみに係る手数料及び安全協力会費等を算出し（又は案分せず全額を）、購入費から差し引く必要があります。

Q33.　領収書が発行されない場合は交付申請できないですか？

A33.　領収書のほか、対象となる府内産木材に係る支払いの事実が確認できる書類があれば、申請可能です。

（例　木材納入業者の入金伝票、銀行等からの入金積み通知、通帳の写しなど）

Q34.　月締めの支払いなどにより、領収書の金額の一部に、本事業に係る府内産木材の購入費が含まれており、請求書と領収書の金額が一致しない場合はどうしたらよいですか？

A34.　本事業の府内産木材の購入に係る支払いの事実を確認する必要がありますので、請求された内容が領収書に含まれていることが確認できるように整理してください。（例　領収書に請求内訳を記載（請求書番号等）、本事業に係る経費は別途支払うことで請求書と領収書が一致するようにするなど）

【その他】

Q35.　施主に発行される領収書は、工事費等も含めた一式の経費となっており、木材購入費の金額と合わないのですが、どうしたらいいですか？

A35.　請求明細などの支払額の内訳がわかる資料を添付いただき、木材購入費が含まれている金額であることを明らかにしてください。内訳のわかる資料の添付が困難な場合は、工務店が加工・流通業者から府内産木材を購入したときに発行される領収書の写しを添付いただくことでも可能です。

Q36.　（施主が）住宅ローンを利用して代金を決済しており、領収書が発行されない場合の対応は、どうしたらいいですか？

A36.　支払を証明する領収書の提出が困難な場合は、契約金額が木材購入費以上となっていることがわかるローン契約書の写し等を添付してください。

Q37.　個人の農家や林家が申請者になれますか？その場合の対象建築物とは？

A37.　農家は農業を営んでいること（例えば、各市町村の農業委員会にある農家台帳で農家であることが確認できる、１年以内にＪＡ等への出荷証明がある、農業に関する確定申告をしている等）、林家は林業を営んでいること（山林収入がある、林業に関する確定申告をしている等）が確認できれば、個人の農家・林家を個人事業主として扱い、申請者となれます。その場合の対象建築物は倉庫や作業小屋など、農業・林業で必要とするものに限定します。